

アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの 一体的実施に向けた提案

平成25年6月10日

高 崎 市

1 提案の概要

福祉事務所社会福祉課内に、生活保護受給者及び住宅支援給付受給者並びにこれらの申請者及び相談者（以下「生活保護受給者」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、福祉事務所のケースワーカー及び就労支援相談員と、ハローワークが連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

2 提案理由

高崎市における生活保護受給世帯は、平成21年3月末には、被保護世帯数が1,612件で保護率が0.61%であったものが、平成25年3月末は被保護世帯が2,380件で保護率が0.82%と増加しており、特に稼働能力を有する生活保護受給者が増加傾向にある中で、いわゆる「その他」世帯の受給者に対する就労支援のあり方が課題となっている。

この点、現在も、高崎市はハローワークと連携した取組みを実施して一定の成果が出ているところであるが、これまで以上に両者が連携した支援を実現するため、今般、アクション・プランに基づく一体的実施の提案の提出に至った。

3 提案内容

(1) 支援対象者

生活保護受給者、住宅支援給付受給者（旧住宅手当受給者を含む。）、これらの申請者及び相談者とする。

(2) 設置場所

高崎市役所内福祉事務所（社会福祉課）

(3) 実施内容

国が行う無料職業紹介等と市が行う生活保護に係る業務を一体的に実施する。

具体的には、国（ハローワーク）は、設置する窓口職員を配置し、市から誘導を受けた支援対象者に対して、職業相談・職業紹介を実施する。

市は、社会福祉課において生活保護に係る業務の実施に加えて、就労支援員を配置して、生活保護受給者等に対する意欲喚起等を行うとともに、職業相談・職業紹介の対象として適切な支援対象者を、国の窓口へ誘導する。